

○甲賀市水道事業審議会条例

平成18年3月27日

条例第12号

改正 平成23年6月20日条例第19号

平成25年12月18日条例第36号

(設置)

第1条 甲賀市の上水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）の健全経営と適正かつ効率的な運営を遂行するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、甲賀市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 水道事業経営に関すること。
- (2) 水道事業の将来計画に関すること。
- (3) 水道事業の水道施設整備事業評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲賀市水道事業の健全な運営に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。